

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、
②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税
総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げ
に関する問い合わせを受け付けます。このよ
うなご相談に関して、法令等の考え方を回答
するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特
別措置法に違反する疑いのある行為につい
ては、相談者のご意向により、センターから担
当省庁へ通知します。
ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上
の専用フォームをご利用ください。
専用ダイヤル 0570-020001-23
【受付時間】平日9時～17時
メール ホームページ上の専用フォームを
ご利用ください。URL (24時間受付)
<http://www.tenkasoudan.go.jp>
※消費税法改正の内容については小田原税務
署にお問い合わせください。

記帳支援事業
(公益目的事業)

平成26年 記帳処理サービスの新規利用者を募集!

事業所得、不動産所得等のある個人事業主向けに、記帳指導・記帳処理の一連のお手伝いをいたします。本来はご自身による記帳が基本ですが、節税効果の高い青色申告特別控除65万円を適用できるシステムを活用し、個別に専属担当者が付きます。

公益目的事業として認められている記帳処理サービスは、仕訳や伝票作成の負担を軽減しながら安価な費用負担で確定申告をスムーズに終えることができるので、大変好評な会員サービスです。

事業を始めたけれど経理に不安のある方、会計の専門家へ依頼する経済的余裕のない方、記帳や経理の負担を軽減して、事業拡大に集中したい方など、是非ご検討ください。

※税理士会関係の方のご利用はご遠慮下さい。
利用申込み及び詳しいお問い合わせは…
事業課 TEL 0465-24-2614

予 定 納 税

- 1 予定納税の概要
- その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。
- 2 予定納税基準額の計算方法
- 予定納税基準額(特別農業所得者以外)は、次の(1)又は(2)のようになります。
- (1)次のいずれにも該当する人は、その人の前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。
- イ 前年分の所得金額のうちに、山林所得、退職所得等の分離課税の所得(分離課税の上場株式等の配当所得を除

きます。)及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額(以下「除外所得の金額」といいます。)がないこと。

□ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていないこと。

(2)上記(1)に該当しない人は、前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等にかかる課税配当所得の金額に係る所得税額(除外所得の金額がある場合には、除外所得の金額がなかったものとみなして計算した金額とします。また、災害減免法の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算額とします。)から源泉徴収税額(除外所得の金額に係るものを除きます。)を控除して計算した金額が予定納税基準額となります。上記(1)又は(2)の予定納税基準額が15万円以上になる人は、予定納税が必要になります。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

- 3 予定納税の納付額及び納付期間
- 予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。
- 4 予定納税の減額申請
- その年の6月30日の状況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合には、10月31日の状況において見積ることとなります。)
- (注)これらの期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その翌日が期限とみなされます。

自動車税は、4月1日時点で自動車(軽自動車を除く)を所有している方に納めていただく税金です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で所有権が売主にあるときは、買主である車検証上の使用者の方に納めていただきます。

納める方法

5月に神奈川県自動車税管理事務所から送られてくる納税通知書で6月2日(月)までに、金融機関・郵便局・コンビニ等で納めてください。

自動車税の納税通知書が届かない場合

自動車税の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所(車検証に記載されている住所)に送付しています。引越しや転勤により住所が変更

わたった場合は、新しい住所を管轄する運輸支局で変更(住所変更)の登録手続をしてください。すぐに手続ができない場合は、自動車税管理事務所又は県税事務所に届け出てください。

現在所有していない自動車の納税通知書が届いた場合

4月1日時点で所有していない自動車の納税通知書が届いた場合には、3月末までに抹消登録や名義変更の登録手続がされていない可能性があります。登録手続を代理人(自動車販売業者などに依頼した方は、代理人に手続が完了したかどうかを確認してください。

※お問い合わせは 小田原県税事務所 0465-301-8000(代表)

やさしい必要経費の知識

1 必要経費に算入できる金額

事業所得、不動産所得及び雑所得の金額を計算する上で、必要経費に算入できる金額は、次の金額です。

(1)総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額

(2)その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額

2 必要経費に算入する場合の注意事項

(1)個人の業務においては一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用(家事関連費といいます。)となるものがあります。

(例)交際費、接待費、地代、家賃、水道光熱費。この家事関連費のうち必要経費になるのは、次の金額です。

イ 主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要である部分を明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

□ 青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

(2)必要経費になるものとならないものの例

イ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費になりません。逆に、受取った人も所得としては考えません。これは、土地や家屋に限らずその他の資産を借りた場合も同様です。ただし、例えば子が生計を一にする父から業務のために借りた土地・建物に課される固定資産税等の費用は、子が営む業務の必要経費になります。

□ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与賃金

(青色事業専従者給与は除きます。)は必要経費になりません。

(注)青色申告者でない人についての**事業専従者控除**の金額が、必要経費とみなされます。

ハ 業務用資産の購入のための借入金など、業務のための借入金の利息は必要経費になります。(注)不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額は、不動産所得の計算上必要経費になりますが、不動産所得の金額が損失(赤字)となった場合には、その負債の利子の額に相当する部分の損失の額は生じなかったものとみなされ、他の所得金額との**損益通算**はできません。

ニ 業務用資産の取壊し、除却、滅失の損失及び業務用資産の**修繕に要した費用**は、一定の場合を除き必要経費になります。

ホ 事業税は全額必要経費になりますが、固定資産税は業務用の部分に限って必要経費になります。

ヘ 所得税や住民税は必要経費になりません。

ト 罰金、料料及び過料などは必要経費になりません。

チ 公務員に対する賄賂などについては必要経費になりません。

青色申告会

会の予定

5月

2日(金) 14:00 簿記講座(5F)

9日(金) 14:00 簿記講座(5F)

13日(火) 10:00 法律相談(1F)

14:00 簿記講座(4F)

16日(金) 10:00 法律相談(1F)

14:00 簿記講座(5F)

20日(火) 10:00 年金相談(1F)

14:00 簿記講座(5F)

21日(水) 10:00 相続相談(1F)

22日(木) 10:00 不動産相談(1F)

23日(金) 14:00 簿記講座(5F)

19:00 異業種交流会(5F)

27日(火) 14:00 簿記講座(4F)

30日(金) 14:00 簿記講座(5F)閉校式

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

詳細につきましては、お気軽に小田原税務署・総務課(Tel0465-35-4511内線203)までお尋ねください。

小田原税務署からのお知らせ

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置の廃止について

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る**10%軽減税率**(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の**10%軽減税率**(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、**平成25年12月31日をもって廃止**され、**平成26年1月1日以後**は、**本則税率の20%**(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

●上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区 分	平成21年分～平成25年分	平成26年分以後
金融商品取引業者等を通じた売却等	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)
上 記 以 外	20%(所得税15%、住民税5%)	

●上場株式等の配当等に係る税率

	平成21年分～平成25年分	平成26年分以後
	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)

(注)平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

源泉徴収において適用される税率

●源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率

平成21年1月1日～平成24年12月31日	平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
10%(所得税7%、住民税3%)	10.147%(所得税7.147%、住民税3%)	20.315%(所得税15.315%、住民税5%)

●上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率

平成21年1月1日～平成24年12月31日	平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
10%(所得税7%、住民税3%)	10.147%(所得税7.147%、住民税3%)	20.315%(所得税15.315%、住民税5%)

(注)平成25年から平成49年までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税(平成25年0.147%、平成26年以後0.315%)が併せて徴収されます。